

唐津市都市コミュニティセンター条例より

1 会議室等使用料

区分	金額（1室につき1時間当たり）
大会議室（200平方メートル以上）	2,200円
会議室（100平方メートル以上200平方メートル未満）	1,600円
その他の会議室（100平方メートル未満）	600円

備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

2 社会体育館使用料

区分	金額	
	専用利用（1時間当たり）	個人利用（2時間当たり）
一般	930円	110円
生徒及び児童	460円	50円

備考 利用時間に端数が生じたときは、その端数の時間は、次により処理する。

- （1） 専用利用において1時間に満たないとき 1時間
- （2） 個人利用において2時間に満たないとき 2時間